(遞信省認可)

(日曜日休刊)　(定價二錢)

時事新報

第千六百八十一號

明治二十年九月六日　火曜日

舊丁亥七月十九日　(甲、戊)

日出午前五時三十六分　日入午後六時二十分
月出午後八時三十一分　月入午前八時三十七分
滿潮午前七時五十三分　滿潮午後八時零九分

(西曆一千八百八十七年)

社告

時事新報各地賣捌所の中には間々前金相切れ候より新報發送方一時差止候向も有之候間自然賣捌所の手を經て御購讀相成候御方の御迷惑に相成候事も可有之候得共本社取引上の都合にて他ふ致方も無之候間不惡前件御了察の上斯る場合には最寄りの賣捌所又は本社へ直接に御注文被成下候樣仕度此段爲念購讀諸君へ申上置候也

時事新報御購讀の地方諸君より郵便爲換を以て新報代價御送金相成候節は指名の郵便局は本社取扱上の都合に依り東京芝口郵便局へ御取組被下候樣仕度此段申上置候也

時事新報

歐洲列國の大勢は平生我輩の最も知らんと欲する所にして又最も之を知るに苦むものなり佛蘭西日耳曼の軋轢は遂に破れて歐洲中原の戰亂となるべきや、英吉利佛蘭西が埃及を爭ふの結果は如何に成行くべきや、或は又露西亞がバルガリヤに乖離して東歐諸邦の關係は何れの處に推移るべきや、英國と露國と競爭して亞細亞の東端に其雌雄を爭ふの場合には東洋諸國はこれが爲めに如何なる影響を蒙むるべきや凡そ此等の問題は東西國交際の緊き今日、我國民としては一日も忽にすべきにあらざれ共其形勢を詳かにするに由なきは甚だ遺憾の次第なり日本の新聞紙上には日として歐洲列國の近狀を登録せざるものなく皆西洋新聞紙の所報に因てこれを我國人に傳へて其大勢を知らしめんとの考案なれども凡そ物は全體を解せざれば其部分を知るに由なし然るに日々紙上の報道は多くは一局部の出來事にして之に由て全體總局の形勢を探らんとするも常に隔靴掻痒の遺憾を免かれず近頃在英國の社友我輩に贈るに同國、前地方政務局長チャールス、ヂルク氏著述歐洲列國政略の現狀と題したる新書を以てしたり此書は氏がフホルトナイトリー、レビユー雜誌に投寄したる論文にて其發刊以後英國の社會は申すに及ばず歐洲列國各政治家の視聽をも動して是非の議論さまざまなりしが第一著者が尋常の著作家にあらずして英國、前内閣員ヂルク氏其筆なりと云ふに因るものならん夫れは兎も角も氏の本論は歐洲今日列國の狀勢を論述すると極めて精密のものにして即ちその全體總局を知るの點に於ては一目瞭然、日本人が歐洲の近勢を觀察するの捷路之に及ぶもの勘なきのみならず我輩に取りて此書に一段の利益ありとなすべきは著者の立論聊かも私の意見を挾まずして專ら事實を旨とするに在り元來西洋人の著書にも偏頗多く就中國交際政治上の議論に渉りては其弊害最も甚だしきものなれ共獨りヂルク氏の政論に至りては氏が自から明言するが如く少しも其論を是非善惡の境に及ぼさずして唯是れ事實、其れは無根と虛心以て列國の形勢を記述したるものなりと云へば局外なる日本人が之に基て歐洲の近狀を推測するにも亦誤謬に陷るの弊少なきと信ずるなり依て右ヂルク氏の政論を本とし

歐洲列國の大勢を叙述して數日間の社說に代ふといふ

歐洲列國の大勢

日耳曼の政略

渡邊　治　記す

今の日耳曼が歐洲列國に對して勢威を振ふに至りたる其實は千八百六十六年墺地利の戰爭に勝利を得て北日耳曼同盟を建立したる時に在るものなり後千八百七十年佛蘭西との戰にも全勝を占めてアルサス、ローレーンの二州を併せ今の日耳曼帝國を打立てたれども是れは北日耳曼同盟の結果にして即ち今の日耳曼が此の時より甫めて歐洲に首席を占めたるなりと云ふは名目のことなり然れ共今日の如くの勢力の熾んなるに至りたるは六十六年普墺の戰爭よりもあらず又七十年普佛の役にもあらず其後千八百七十八年伯林の列國大會議にその權威を伸ばしたるに因るものにて爾後引續き歐洲の中原に和戰の大權を左右し殆んど王覇の威を振ふは蔽ふべからざるの事實なり而して日耳曼に於ては誰人がこの大權を握り又此覇威を振ふやと尋ぬるに老相ビスマルク一人あるのみとまでもなき次第にて老相の生存中は必ず同老宰相にて其權力を保つに相違なければ此人も今は七十餘の高齡何時に死せんやも知る可らず其曉には日耳曼内外の政略は必ず變更するものならんなどいふ想像なきに非ずと雖も我輩の見る所と以てすれば(著者自から云ふ)ビスマルクの體は死するともビスマルクの名は死す可からず、其名死せざれば其政略も亦死せずして日耳曼の將來相變らずビスマルク主義の鑄形に陶冶せらるゝものと稱して可ならん抑も此人の政略は變幻多樣にして窺ふ可らざるもの多けれ共一言にして蔽へば日耳曼統一の事業を維持するを以て大眼目と爲すこと明白なり又何人も今日にては之に抵抗するもの、なく老相の政略恰も思想通りに行はれて縱橫自在なりと雖も爰に日耳曼の將來を推測するに現在皇太子の妃が老相に好意を表せざるの一事最も關係ありと云はざる可らず皇太子の妃とビスマルクと兩人の間兎角に折合はざるは隱れなき事實にして加ふるに皇太子の妃は英國女皇の皇女なりその母君の資質を受けて有爲怜悧なるが上に皇太子の宮は又善良温順にして百事姫君の意に從はざるなきの有樣なれば皇太子の妃の勢力は今日に於ても決して幾少にならざるなり斯る次第なれば今上老帝崩御して皇太子位に即くに至らば皇太子の妃は更に日耳曼帝國の女皇たる資格を以て一層其勢力を逞うするに相違なかる可しと雖も我輩の推測によれば皇太子の妃も斯く彌々帝國の女皇ならば必ず從來の主義を變じてビスマルクと說を同うするの機會なからんとも保するなり何となれば日耳曼帝國女皇の地位としては一身の利害を考へても自からビスマルクの策を容れて帝國統一の大業を推持せざる可らざるの必要あればなり又皇太孫の人と爲りは寧ろビスマルクの派流にして母君もこれに對する政治上の威力なかるべきとは一般世人の唱道する所にして後來皇太孫が日耳曼皇帝の位に即く時よ至らば政略必ず見るべきものならんと雖も是れは先づ數十年後の出來事なれば今より論ずるにも及ばず故にビスマルクは統一事業に妨害を來すの恐ある者は唯皇太子の妃の反對に外ならざれ共前申す通りの狀實にて此困難亦追々に消滅すべしとせば日耳曼將來の政略は依然たるビスマルク主義にして其勢威を歐洲中原に振ふの策亦舊觀を改めざるとならんと思はるゝなり又一說に今上ウヰルヘルム老帝崩御あらば日耳曼の政略必ず與に變更する所あるべしと云ふものあれ共此れも一の想像にして實際斯る事のあるべしとも思はれざる證據には露帝アレキサンドル二世の崩御前、皇太子の宮位に即かば必ず著しき政變起るならんとて世上にてはとりどりに待設けたりしと雖も二世陛下兇變に罹り皇太子卽位あるに及んでは露國内外の政策相變らずして人々之れに失望したるに非ずや日耳曼の將來も必ず之と同一なるべし老帝の崩御新帝の卽位も政治の局面に變動を與へざるは期して信ずる所なり

(未完)

官報

○鐵道線路敷地免租の儀に付き伺　去月十六日大坂府より管下大坂堺間鐵道の線路に當る地所及鐵道に必要なる倉庫停車場に屬する土地免租の儀は該會社へ下附せし命令書第四條に記載有之候處右は工事着手の月より免租取計可然哉と伺出でたるに本月一日大藏省より伺の通りと指令ありたり

(本年九月五日官報)

雜報

○露國歷代の皇帝　ピーター大帝以來天壽を全ふしたる露國皇帝は僅かに一人にして他は皆變死したる者なり即ちピーター帝の皇子アレキスは其父君の爲めに殺されピーター二世は宮中陰謀者の毒手に斃れ其皇后アンナは毒殺せられ又イヴアン一世は其幼沖の時獄中に逆殺せられイリザベスは毒殺せられピーター三世は絞殺せられ獨りカザリン二世は八十四の齡にて天命を全ふして沒したり而るに其次代のポール第一世は絞殺せられアレキサンダー一世は毒殺せられニコラス一世は自殺を行ひアレキサンダー二世はダイナマイトに因て暴殺せられたり而して今は今帝アレキサンダー第三世の代となりたるが今帝の運命こそは歷代の例外に出でゝ其百歲の壽を全ふせられんことを祈る者ありと或る外國新聞に見えたり

○アイス クリム　アイス クリムは食事の始めて歷史上に現はれたるは千七百八十九年ワシントン氏が初代の大統領として米國紐育府に就職式を執行したる節米國の此處彼處にて催ほしたる宴會の記錄中に見えたる者是れなり而して此アイス クリムの元祖と稱する者は當時交際社會に於ても亦外交家の社中に於ても名譽最も高きドリー アダムスの調理發意に出でたる者にて此新調理は當時米國に於て忽ち好評を博したりと云ふ

○筆記器械　サン フエルナンド觀象臺の天文觀測器械の製造者なるドン ペドロ フオレス氏は速記法を廢するの目的にてブロンチユウグラフと名けたる一箇の新筆記器械を完成したり而して此新器械は之を以て演說等を筆記するに一分時間に百三十言の割合にて二時間引續き筆記し得べき者にて何人にても五箇月乃至六箇月間修業すれば右の器械によりて筆記と爲し得べき者なりと云ふ其次第は此器械を以て筆記さるる者は誰人にても容易く讀み得べくして之を出版するにも別に翻譯を爲さずして其儘出版せしむる事を得るに在り而

して此器械は其形
腕力を要する者なき
○珍らしき訴訟　本
も府下日本橋區大傳
村松町の齒科醫吉田
新奇なるものある
のは近裁判所に訴へ
載せん
原告訴訟の要旨は被
生する損害を要求
要點を擧ぐれば
第一　明治二十年
乳齒、下顎側前齒二
附從せしめ被告齒科
拔き取り呉るゝ樣依
らず其の内側にある
掛け再三之れを搖曳
かりければ原告の左
と拔かし先ず下婢を
第二　被告が右の始
りたる損害の要點は
痛に堪へず晝夜悲叫
し死しも其一なん
を毀傷すると甚しく
して又得可らざら
次女の年齡十歲なる
の如きは之れを修め
上の快樂と爲し居
如き完全の踪曲を聽
しむる能はざるれ
爲よ因りて他は嫁
三なり、右被告が
よ入齒を爲さゝる可
損害に對する要償
十五圓を請求す、其
被告人もまの不快
め金六百圓を差出す
快不愍諭し併せて不
活字を以て謝罪文を
き事、第四に對す
て金百圓を請求す
○大旱魃　大降雨
據るに京城にては
は此夜は大雨にて
き晴天、十一日より
五日午後二時より
も降り續き京城市中
又處によりては小舟
外出することも出來
間程の渡船場ある
流漲溢して渡船全く
れども本日の雲行き
の雨報を聞くに日于
釜山の地方も中々の
戸流失し釜山にて
一戸吹倒されたる由
ありて稻を沒し此の